

IP 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P - P B X サービス） 【現改比較表】 2023 年 6 月 30 日現在

～2023年6月29日

2023年6月30日～

目次

第1条～第75条の2（略）

第76条～第88条

別記

1～9（略）

料金表～料金表別表2（略）

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～25（略）	（略）
26 第6種シェアード I P - P B X 利用回線	第6種シェアード I P - P B X サービスに係る Universal One 利用回線、 I P 通信網利用回線、 I P - V P N 利用回線 <u>又は</u> 特定加入者回線
27～48（略）	（略）

目次

第1条～第75条の2（略）

[第75条の3 通信利用の制限等](#)

第76条～第88条

別記

1～9（略）

[10 契約者カードの提供等](#)

料金表～料金表別表2（略）

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～25（略）	（略）
26 第6種シェアード I P - P B X 利用回線	第6種シェアード I P - P B X サービスに係る Universal One 利用回線、 I P 通信網利用回線、 I P - V P N 利用回線、 <u>特定加入者回線</u> <u>又はモバイルアクセス</u>
27～48（略）	（略）
49 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
50 モバイルアクセス	I P 通信網契約に基づいて当社（共通編別記17の(4)のケに規定する契約事業者（株式会社 N T T ドコモが提供する卸 X i 契約に係るものに限ります。）を含みます。）の無線基地局設備と I P 通信網契約者が指定する移動無線装置（契約者カードが利用できるものに限ります。）との間に設定される電気通信回線

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1191 194 1429 335">51 契約者カード</td> <td data-bbox="1429 194 2069 335">1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード及びチップであって、当社が第6種シェアードIP-PBXサービスの提供のために第6種シェアードIP-PBX契約者に貸与するもの</td> </tr> </table>	51 契約者カード	1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード及びチップであって、当社が第6種シェアードIP-PBXサービスの提供のために第6種シェアードIP-PBX契約者に貸与するもの						
51 契約者カード	1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード及びチップであって、当社が第6種シェアードIP-PBXサービスの提供のために第6種シェアードIP-PBX契約者に貸与するもの								
<p>第3条 (略)</p> <p>(ダイヤルアウト)</p> <p>第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。</p> <p>ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="98 639 539 743">発信元</th> <th data-bbox="539 639 981 743">発信先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 743 539 1133"> (1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置 </td> <td data-bbox="539 743 981 1133"> (1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域 </td> </tr> </tbody> </table>	発信元	発信先	(1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	(1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域	<p>第3条 (略)</p> <p>(ダイヤルアウト)</p> <p>第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。</p> <p>ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 646 1576 748">発信元</th> <th data-bbox="1576 646 2031 748">発信先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 748 1576 1139"> (1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置 </td> <td data-bbox="1576 748 2031 1139"> (1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域 </td> </tr> </tbody> </table>	発信元	発信先	(1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	(1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域
発信元	発信先								
(1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	(1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域								
発信元	発信先								
(1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	(1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域								
<p>2 削除</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。</p> <p>(1) 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第10号に定める電気通信番号を利用して行う通信</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ-1（タイプ1のプラン2は除きます。）及びカテゴリ-7（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）を提供する区域のうち、当社が指定する区域（第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に電気通信事業法第26条の規定に基づき指定します。）に</p>	<p>2 削除</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。</p> <p>(1) 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第10号に定める電気通信番号を利用して行う通信</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ-1（タイプ1のプラン2は除きます。）、カテゴリ-7（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）を提供する区域のうち、当社が指定する区域（第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に電気通信事業法第26条の規定に基づき指定します。）において利用する電気通信番</p>								

<p>において利用する電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信</p> <p>(3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1のタイプ1のプラン2及びカテゴリ3のタイプ5において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信</p> <p>(4) その他当社のWebサイト(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice.html)に掲げる電気通信番号への通信</p>	<p>号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信</p> <p>(3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信</p> <p>(4) その他当社のWebサイト(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice.html)に掲げる電気通信番号への通信</p>
<p>第5条～第73条(略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)</p> <p>第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。</p>	<p>第5条～第73条(略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)</p> <p>第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。</p>

種 類	内 容
カテゴリー 1	Universal One利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 2	I P 通信網利用回線（第 2 種契約又は第 6 種契約に係るものに限り。）を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの (注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款又はArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備とします。
カテゴリー 4	I P - V P N 利用回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるV P Nサービスのアクセスタイプ 7 のコース 3 に係るものに限り。）及びUniversal One網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 7	特定加入者回線を利用してボイスモードの通信を行うことができるもの

備考

- 第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る通信の品質については、その第 6 種シェアード I P - P B X サービスの第 6 種シェアード I P - P B X 利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。
- 第 6 種シェアード I P - P B X 契約者（設定管理者を含みます。）は、第 6 種シェアード I P - P B X サービスの設定機能における識別符号（この機能を利用する第 6 種シェアード I P - P B X 契約者を識別するために当社が割当てる英字及び数字の組み合わせをいいます。）及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。

2（略）

種 類	内 容
カテゴリー 1	Universal One利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 2	I P 通信網利用回線（第 2 種契約又は第 6 種契約に係るものに限り。）を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの (注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款又はArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備とします。
カテゴリー 4	I P - V P N 利用回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるV P Nサービスのアクセスタイプ 7 のコース 3 に係るものに限り。）及びUniversal One網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 7	特定加入者回線を利用してボイスモードの通信を行うことができるもの
<u>カテゴリー 8</u>	<u>モバイルアクセスを利用してボイスモードの通信を行うことができるもの</u>

備考

- 第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る通信の品質については、その第 6 種シェアード I P - P B X サービスの第 6 種シェアード I P - P B X 利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。
- 第 6 種シェアード I P - P B X 契約者（設定管理者を含みます。）は、第 6 種シェアード I P - P B X サービスの設定機能における識別符号（この機能を利用する第 6 種シェアード I P - P B X 契約者を識別するために当社が割当てる英字及び数字の組み合わせをいいます。）及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。

2（略）

3 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ1及びカテゴリー3のタイプ1に係るものに限ります。）には、次の区分があります。

(1)(2) (略)

第73条の3 (略)

3 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ1、カテゴリー3のタイプ1及びカテゴリー3のタイプ4に係るものに限ります。）には、次の区分があります。

(1)(2) (略)

(3)カテゴリー3のタイプ4に係るもの

区 分	内 容
<u>プラン1</u>	<u>IPセントレックス番号のうち、IP電話番号のみを利用可能なもの</u>
<u>プラン2</u>	<u>プラン1以外のもの</u>

第73条の3 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1のタイプ1のプラン2及びカテゴリー3のタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下「犯収法」といいます。）に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等
- (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、設定管理者を定めて当社が指定する方法により届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

ただし、設定管理者の届け出にあたり、当社が指定する条件があります。

3 前項までに規定するほか、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。）の申込みの際し、光アクセス回線の転用を希望するときは、その旨及び承諾番号（光アクセス回線の転用に必要な、特定協定事業者がその特定協定事業者の光

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ5及びカテゴリー8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限ります。）の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下「犯収法」といいます。）に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等
- (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、設定管理者を定めて当社が指定する方法により届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

ただし、設定管理者の届け出にあたり、当社が指定する条件があります。

3 前項までに規定するほか、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。）の申込みの際し、光アクセス回線の転用を希望するときは、その旨及び承諾番号（光アクセス回線の転用に必要な、特定協定事業者がその特定協定事業者の光アクセス回線の転

アクセス回線の転用を希望する者ごとに指定する有効な番号をいいます。以下同じとします。)を当社所定の方法により申し出ていただきます。

4 前項の場合において、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限りま)の申込みをした者が、特定協定事業者のIP通信網サービス契約約款の第22条の2(IP通信網サービスの転用)第3項第1号に該当する場合は、同項に規定する債務について、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限りま)の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったものとみなして取り扱います。

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。)、Arcstar Contact Center サービス契約者(Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。)又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。

(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者としてま。

(2) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きま)す。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限りま。)、カテゴリー1(タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限りま。)、カテゴリー3(タイプ2及びタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限りま。)又はカテゴリー7(特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限りま。)に限りま。)の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信

用を希望する者ごとに指定する有効な番号をいいます。以下同じとします。)を当社所定の方法により申し出ていただきます。

4 前項の場合において、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限りま)の申込みをした者が、特定協定事業者のIP通信網サービス契約約款の第22条の2(IP通信網サービスの転用)第3項第1号に該当する場合は、同項に規定する債務について、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限りま)の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったものとみなして取り扱います。

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。)、Arcstar Contact Center サービス契約者(Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。)又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。

(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者としてま。

(2) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きま)す。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限りま。)、カテゴリー1(タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限りま。)、カテゴリー3(タイプ2、タイプ4のプラン2及びタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限りま。)、カテゴリー7(特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限りま。)又はカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限りま。)に限りま。)の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき

<p>手段を確保していないとき</p> <p>(3) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3に係るものを除きます。）の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用しないとき。</p> <p>(4) 当社が、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。）の申込者のMicrosoft Cloud アカウントのMicrosoft クラウドソリューションプロバイダーでないとき。</p> <p>(5) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限ります。）の申込み（アクセス回線の転用を行う場合に限ります。）をした者が、転用する光アクセス回線の契約者と同一の者とならないとき。</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2 <u>又は</u> カテゴリ3のタイプ5に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p>	<p>(3) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3に係るものを除きます。）の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用しないとき。</p> <p>(4) 当社が、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。）の申込者のMicrosoft Cloud アカウントのMicrosoft クラウドソリューションプロバイダーでないとき。</p> <p>(5) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限ります。）の申込み（アクセス回線の転用を行う場合に限ります。）をした者が、転用する光アクセス回線の契約者と同一の者とならないとき。</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、<u>カテゴリ3のタイプ5 <u>又は</u> カテゴリ8</u>に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合 <u>及び</u> <u>カテゴリ3のタイプ4のプラン2に係る者</u>に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p>
<p>第73条の5の2～第73条の6（略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更）</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ5 <u>及び</u> カテゴリ7に係る者を除きます。）は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ5 <u>及び</u> カテゴリ7に係るものを除きます。）の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第73条の5（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>第73条の5の2～第73条の6（略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更）</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、<u>カテゴリ3のタイプ4のプラン2</u>、カテゴリ3のタイプ5、<u>カテゴリ7 <u>及び</u> カテゴリ8</u>に係る者を除きます。）は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、<u>カテゴリ3のタイプ4のプラン2</u>、カテゴリ3のタイプ5、<u>カテゴリ7 <u>及び</u> カテゴリ8</u>に係るものを除きます。）の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第73条の5（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）</p>	<p>（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）</p>

第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。

2 第6種シェアードIP-PBX利用回線の移転等により、そのIPセントレックス番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IPセントレックス番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、IPセントレックス番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第6種シェアードIP-PBX契約者に通知します。

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3（タイプ2及びタイプ5に係るものに限り。）及びカテゴリ7に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリ7に係る者に限り。）が緊急通報用電話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）への通話が利用できない区域は、第4条（ダイヤルアウト）に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2に係るものに限り。）は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

- (1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。
- (2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリ7に係る者に限り。）が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。
- (3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2及びカテゴリ3のタイプ5に係る者に限り。）が、第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に

第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。

2 第6種シェアードIP-PBX利用回線の移転等により、そのIPセントレックス番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IPセントレックス番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、IPセントレックス番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第6種シェアードIP-PBX契約者に通知します。

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3（タイプ2、タイプ4のプラン2及びタイプ5に係るものに限り。）、カテゴリ7及びカテゴリ8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリ7に係る者に限り。）が緊急通報用電話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）への通話が利用できない区域は、第4条（ダイヤルアウト）に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2及びカテゴリ8に係る者に限り。）は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

- (1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。
- (2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリ7に係る者に限り。）が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。
- (3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ8に係る者に限り。）が、第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場

<p>基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、I P電話番号を廃止することがあります。</p>	<p>合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、I P電話番号を廃止することがあります。</p>
<p>(第6種シェアードI P - P B X契約者の発信番号通知)</p> <p>第73条の9 第6種シェアードI P - P B Xサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)に係る通信については、発信元のI Pセントレックス番号を着信先へ通知します。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 料金表第1表(料金)に規定する特定番号通知機能の提供を受けている場合は、当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先へ通知します。</p> <p>(2) 料金表第1表に規定するメンバーズネット機能の追加機能(発利用者番号通知機能に限ります。)の提供を受けている場合は、利用者番号(メンバーズネットグループ内通話に限ります。)を着信先に通知します。</p> <p>(3) 料金表第1表に規定するI P V o i c e番号通知機能(タイプ1)の提供を受けている場合は、第6種シェアードI P - P B X契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が指定したI Pセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードI P - P B X契約者が契約する第6種シェアードI P - P B X契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4及びカテゴリ7に係るものに限ります。))に係るI Pセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。</p> <p>(4) 料金表第1表に規定するI P V o i c e番号通知機能(タイプ2)の提供を受けている場合は、第6種シェアードI P - P B X契約者(カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。)が指定したI Pセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードI P - P B X契約者が契約する第6種シェアードI P - P B X契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4及びカテゴリ7に係るものに限ります。))に係るI Pセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。</p>	<p>(第6種シェアードI P - P B X契約者の発信番号通知)</p> <p>第73条の9 第6種シェアードI P - P B Xサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)に係る通信については、発信元のI Pセントレックス番号を着信先へ通知します。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 料金表第1表(料金)に規定する特定番号通知機能の提供を受けている場合は、当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先へ通知します。</p> <p>(2) 料金表第1表に規定するメンバーズネット機能の追加機能(発利用者番号通知機能に限ります。)の提供を受けている場合は、利用者番号(メンバーズネットグループ内通話に限ります。)を着信先に通知します。</p> <p>(3) 料金表第1表に規定するI P V o i c e番号通知機能(タイプ1)の提供を受けている場合は、第6種シェアードI P - P B X契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が指定したI Pセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードI P - P B X契約者が契約する第6種シェアードI P - P B X契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4、<u>カテゴリ7及びカテゴリ8</u>に係るものに限ります。))に係るI Pセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。</p> <p>(4) 料金表第1表に規定するI P V o i c e番号通知機能(タイプ2)の提供を受けている場合は、第6種シェアードI P - P B X契約者(カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。)が指定したI Pセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードI P - P B X契約者が契約する第6種シェアードI P - P B X契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、<u>カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8</u>に係るものに限ります。))に係るI Pセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、I Pセントレックス番号又は当社の電話等サー</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、IPセントレックス番号又は当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号、特定着信番号又は利用者番号を通知しません。</p> <p>(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。</p> <p>(2) 料金表第1表に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出したときを除きます。）。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、緊急通報用電話番号への通話については、発信者番号通知を行います。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。</p>	<p>ビス契約約款において当社が付与する着信課金番号、特定着信番号又は利用者番号を通知しません。</p> <p>(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。</p> <p>(2) 料金表第1表に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出したときを除きます。）。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、緊急通報用電話番号への通話については、発信者番号通知を行います。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。</p>
<p>第73条の10～第74条の2(略)</p> <p>第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ5に限ります。）から付加機能（IP Voice番号通知機能（タイプ1）に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ5に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3（タイプ5を除きます。））、<u>カテゴリ-4及びカテゴリ-7</u>に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p> <p>第74条の2の3 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ1に限ります。）から付加機能（IP Voice番号通知機能（タイプ2）に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ1に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3、<u>カテゴリ-4及びカテゴリ-7</u>に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p>	<p>第73条の10～第74条の2(略)</p> <p>第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ5に限ります。）から付加機能（IP Voice番号通知機能（タイプ1）に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ5に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3（タイプ5を除きます。））、<u>カテゴリ-4、カテゴリ-7及びカテゴリ-8</u>に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p> <p>第74条の2の3 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ1に限ります。）から付加機能（IP Voice番号通知機能（タイプ2）に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3のタイプ1に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3、<u>カテゴリ-4、カテゴリ-7及びカテゴリ-8</u>に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p>
<p>第74条の3～第75条の2(略)</p>	<p>第74条の3～第75条の2(略)</p> <p><u>(通信利用の制限等)</u></p> <p><u>第75条の3 共通編第26条（通信利用の制限等）のほか、モバイルアクセスを利用して行</u></p>

<p>第 76 条～第 81 条の 2 (略)</p>	<p>う通信については、<u>第 6 種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリ 8 に限ります。以下この条において同じとします。)</u>を提供する区域内であっても屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等の電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことが出来ない場合 (通信の品質が低下する場合があります。) があります。</p> <p><u>2 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信のトラフィック量が当社の所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、そのモバイルアクセスに係る I P 通信網サービスの利用を制限することがあります。</u></p> <p><u>3 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信について、一定時間に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合は、そのモバイルアクセスからの通信の利用を制限することがあります。</u></p> <p>第76条～第81条の2 (略)</p>
<p>第 2 節 債権の譲受 (債権の譲受)</p> <p>第 81 条の 3 シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (特定電気通信番号を用いるものであって、カテゴリ 1 <u>又は</u>カテゴリ 3 のタイプ 2 に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。以下この項において同じとします。) は、シェアード I P - P B X サービスに係る電気通信設備から行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および特定協定事業者は、シェアード I P - P B X 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するシェアード I P - P B X サービスの料金とみなして取り扱います。</p>	<p>第 2 節 債権の譲受 (債権の譲受)</p> <p>第 81 条の 3 シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (特定電気通信番号を用いるものであって、カテゴリ 1、<u>カテゴリ 3 のタイプ 2、カテゴリ 3 のタイプ 4 のプラン 2、カテゴリ 7 又はカテゴリ 8</u> に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。以下この項において同じとします。) は、シェアード I P - P B X サービスに係る電気通信設備から行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および特定協定事業者は、シェアード I P - P B X 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するシェアード I P - P B X サービスの料金とみなして取り扱います。</p>

<p>第 82 条～第 84 条 (電話番号案内)</p> <p>第 85 条 当社は、シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリ 1、カテゴリ 2、カテゴリ 3 のタイプ 5、カテゴリ 4 <u>又は</u> カテゴリ 7 に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。) から請求があったときは、I P セントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。</p> <p>(注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</p> <p>第 86 条～第 87 条の 2 (略) (附帯サービス)</p> <p>第 88 条 第 6 種シェアード I P - P B X サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5、6 <u>及び</u> 8 に定めるところによります。</p>	<p>第 82 条～第 84 条 (電話番号案内)</p> <p>第 85 条 当社は、シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリ 1、カテゴリ 2、<u>カテゴリ 3 のタイプ 4 のプラン 2</u>、カテゴリ 3 のタイプ 5、カテゴリ 4、<u>カテゴリ 7 <u>又は</u> カテゴリ 8</u> に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。) から請求があったときは、I P セントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。</p> <p>(注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</p> <p>第 86 条～第 87 条の 2 (略) (附帯サービス)</p> <p>第 88 条 第 6 種シェアード I P - P B X サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5、6、<u>8、9 及び 10</u> に定めるところによります。</p>
<p>別記</p> <p>1 削除</p> <p>2 電話帳の普通掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリ 1、カテゴリ 2、カテゴリ 3 のタイプ 5、カテゴリ 4 <u>又は</u> カテゴリ 7 に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。以下この項において同じとします。) から請求があったときは、I P セントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア シェアード I P - P B X 契約者又はそのシェアード I P - P B X 契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち 1</p> <p>イ シェアード I P - P B X 契約者又はそのシェアード I P - P B X 契約者が指定</p>	<p>別記</p> <p>1 削除</p> <p>2 電話帳の普通掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリ 1、カテゴリ 2、<u>カテゴリ 3 のタイプ 4 のプラン 2</u>、カテゴリ 3 のタイプ 5、<u>カテゴリ 4、<u>カテゴリ 7 <u>又は</u> カテゴリ 8</u></u> に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。以下この項において同じとします。) から請求があったときは、I P セントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア シェアード I P - P B X 契約者又はそのシェアード I P - P B X 契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち 1</p> <p>イ シェアード I P - P B X 契約者又はそのシェアード I P - P B X 契約者が指定する者の職業 (当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。) のうち 1</p>

する者の職業（当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとし
ます。）のうち1

ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定
する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、当社が別に定める協定事業者が定める形式に従って掲
載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、利用するIPセントレック
ス番号の数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が当社が別に定める特定協定事業者の電話帳発行業務に
支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱
いを行わないことがあります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は東日本電信電話株式会社
及び西日本電信電話株式会社とします。

3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス
（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4又はカテゴ
リ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとし
ます。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサー
ビス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4又はカ
テゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じ
とします。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事
項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商
品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者
の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、当社が別に定める協定事業者が定める形式に従って掲
載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、利用するIPセントレックス番
号の数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が当社が別に定める特定協定事業者の電話帳発行業務に
支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱い
を行わないことがあります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西
日本電信電話株式会社とします。

3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテ
ゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、
カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限ります。）に係る者に限りま
す。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサー
ビス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイ
プ5、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限ります。）に係る者に
限ります。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項につ
いて、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名に
よる掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2)～(3)(略)

(2)~(3)(略)	
<p>5 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置（IP通信網利用回線の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置（それに準ずるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置の設置若しくは移転、ボイスモードゲートウェイ装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) ボイスモードゲートウェイ装置を設置するために必要な場所は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者からの要請があったときは、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用負担において、第6種シェアードIP-PBX契約者と当社が合意するところにより、当社がボイスモードゲートウェイ装置の設置場所を提供することがあります。</p> <p>(5) ボイスモードゲートウェイ装置に必要な電気は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者がボイスモードゲートウェイ装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。</p> <p>(7) 当社は、当社が設置したボイスモードゲートウェイ装置を善良な管理者の注意をもって第6種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。</p>	<p>5 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置（IP通信網利用回線の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置（それに準ずるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置の設置若しくは移転、ボイスモードゲートウェイ装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) ボイスモードゲートウェイ装置を設置するために必要な場所は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者からの要請があったときは、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用負担において、第6種シェアードIP-PBX契約者と当社が合意するところにより、当社がボイスモードゲートウェイ装置の設置場所を提供することがあります。</p> <p>(5) ボイスモードゲートウェイ装置に必要な電気は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者がボイスモードゲートウェイ装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。</p> <p>(7) 当社は、当社が設置したボイスモードゲートウェイ装置を善良な管理者の注意をもって第6種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。</p>

(8) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、その金額は次表の弁済金（不課税）とします。

区 分		弁済金の金額
音声インタフェースがCOT インタフェースのもの	通信チャンネルが4 チャンネルのもの	10,800円
	通信チャンネルが8 チャンネルのもの	21,600円
音声インタフェースが基本イ ンタフェースのもの	通信チャンネルが4 チャンネルのもの	10,800円
	通信チャンネルが8 チャンネルのもの	21,600円
音声インタフェースが1次群インタフェースのも のであってクロック同期機能を提供するもの		86,400円

6～9 (略)

(8) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、その金額は次表の弁済金（不課税）とします。

区 分		弁済金の金額
音声インタフェースがCOT インタフェースのもの	通信チャンネルが4 チャンネルのもの	10,800円
	通信チャンネルが8 チャンネルのもの	21,600円
音声インタフェースが基本イ ンタフェースのもの	通信チャンネルが4 チャンネルのもの	10,800円
	通信チャンネルが8 チャンネルのもの	21,600円
音声インタフェースが1次群インタフェースのも のであってクロック同期機能を提供するもの		86,400円
<u>カテゴリ-8で利用するもの</u>		<u>4,200円</u>

6～9 (略)

10 契約者カードの提供等

(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-8に係る者に限ります。以下本項において同じとします。）から請求があったときは、契約者カードを提供します。

(2) 契約者カードを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(3) 当社は、当社が貸与した契約者カードを善良な管理者の注意をもって第6種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。

(4) 契約者カードの貸与を受けている第6種シェアードIP-PBX契約者は、その第6種シェアードIP-PBX契約の解除があったとき又はその他契約者カードを使用しなくな

	<p>ったときは、その契約者カードを当社が指定する I P 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。</p>																																											
<p>料金表 通則 (略)</p>	<p>料金表 通則 (略)</p>																																											
<p>第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 料金額</p> <p>5-2-1 利用料</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ カテゴリ-3</p> <table border="1" data-bbox="120 994 1008 1353"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ 1</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>580円 (638円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 2</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>580円 (638円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 3</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>580円 (638円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 4</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>200円 (220円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 5</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>300円 (330円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ~キ (略)</p>	区 分	単 位	料 金 額	タイプ 1	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)	タイプ 2	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)	タイプ 3	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)	タイプ 4	1 の契約ごとに月額	200円 (220円)	タイプ 5	1 の契約ごとに月額	300円 (330円)	<p>第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 料金額</p> <p>5-2-1 利用料</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ カテゴリ-3</p> <table border="1" data-bbox="1128 994 2029 1353"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ 1</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>580円 (638円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 2</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>580円 (638円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 3</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>580円 (638円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 4</td> <td>プラン 1</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラン 2</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <td>タイプ 5</td> <td>1 の契約ごとに月額</td> <td>300円 (330円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ~キ (略)</p> <p>ク カテゴリ-8</p> <table border="1" data-bbox="1128 1449 2029 1495"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料 金 額	タイプ 1	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)	タイプ 2	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)	タイプ 3	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)	タイプ 4	プラン 1	1 の契約ごとに月額		プラン 2	1 の契約ごとに月額	タイプ 5	1 の契約ごとに月額	300円 (330円)	単 位	料 金 額		
区 分	単 位	料 金 額																																										
タイプ 1	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)																																										
タイプ 2	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)																																										
タイプ 3	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)																																										
タイプ 4	1 の契約ごとに月額	200円 (220円)																																										
タイプ 5	1 の契約ごとに月額	300円 (330円)																																										
区 分	単 位	料 金 額																																										
タイプ 1	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)																																										
タイプ 2	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)																																										
タイプ 3	1 の契約ごとに月額	580円 (638円)																																										
タイプ 4	プラン 1	1 の契約ごとに月額																																										
	プラン 2	1 の契約ごとに月額																																										
タイプ 5	1 の契約ごとに月額	300円 (330円)																																										
単 位	料 金 額																																											

				1の契約ごとに月額		2,000円(2,200円)	
5-2-1-1 (略)				5-2-1-1 (略)			
5-2-2 付加機能利用料				5-2-2 付加機能利用料			
(月額)				(月額)			
区分		単位		料金額			
(略)		(略)		(略)			
通信チャネル追加機能	ア～イ (略)		(略)	(略)			
	ウ カテゴリ-3に係るもの	タイプ4以外のもの	1の通信チャネルごとに	580円(638円)			
		タイプ4のもの	1の通信チャネルごとに	100円(110円)			
	エ～キ (略)		(略)	(略)			
(略)		(略)		(略)			
区分		単位		料金額			
(略)		(略)		(略)			
通信チャネル追加機能	ア～イ (略)		(略)	(略)			
	ウ カテゴリ-3に係るもの	タイプ4以外のもの	1の通信チャネルごとに	580円(638円)			
		タイプ4のもの	1の通信チャネルごとに	100円(110円)			
	エ～キ (略)		(略)	(略)			
ク カテゴリ-8に係るもの			1の通信チャネルごとに	1,200円(1,320円)			
(略)		(略)		(略)			
5-2-3～5-2-4 (略)				5-2-3～5-2-4 (略)			
第2(略)				第2(略)			
第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))				第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))			
1 (略)				1 (略)			
2 工事費の額				2 工事費の額			
2-1～2-3 (略)				2-1～2-3 (略)			
2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの				2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの			
第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサ				第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサ			

ービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)
		カテゴリ-7のもの(光アクセス回線の転用の場合に限りです。)	(略)
	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ5及びカテゴリ-7のもの	1のIPセン トレッ クス番 号ごと に
(イ) 上記以外に関する工事の場合	カテゴリ-7のもの	1の契約ごと に	21,000円 (23,100 円)

の種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)
		カテゴリ-7のもの(光アクセス回線の転用の場合に限りです。)	(略)
	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ-1、 <u>カテゴリ-3のタイプ4のプラン2</u> 、カテゴリ-3のタイプ5、 <u>カテゴリ-7及びカテゴリ-8のもの</u>	1のIPセン トレッ クス番 号ごと に
(イ) 上記以外に関する工事の場合	カテゴリ-7のもの	1の契約ごと に	21,000円 (23,100 円)
	<u>カテゴリ-8のもの</u>	<u>1の契約ごと</u> <u>に</u>	<u>3,000円</u> <u>(3,300円)</u>

			番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ5 <u>及び</u> カテゴリー7のもの	1のIPセンタックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)					番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、 <u>カテゴリー3のタイプ4のプラン2</u> 、カテゴリー3のタイプ5、 <u>カテゴリー7及びカテゴリー8</u> のもの	1のIPセンタックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)	
			(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	

第3表 付帯サービスに関する料金

第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金の適用	<p>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者について、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>2 当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>						
(2) ボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別に係る料金の適用	<p>当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ 0</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ 2</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ 0	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプ 2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容						
保守タイプ 0	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの						
保守タイプ 2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの						

第3表 付帯サービスに関する料金

第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金の適用	<p>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者について、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>2 当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>						
(2) ボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別に係る料金の適用	<p>当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ 0</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ 2</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ 0	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプ 2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容						
保守タイプ 0	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの						
保守タイプ 2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの						

	<p>備考</p> <p>1 削除</p> <p>2 第6種シェアードIP-PBXサービスにおいて提供する保守の区別は保守タイプ0（その第6種シェアードIP-PBXサービスがカテゴリー2又はカテゴリー3に係るものであってボイスモードゲートウェイ装置の区分が2（料金額）に規定する音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するものである場合を除きます。）及び保守タイプ2に限ります。</p>			<p>備考</p> <p>1 削除</p> <p>2 第6種シェアードIP-PBXサービスにおいて提供する保守の区別は保守タイプ0（その第6種シェアードIP-PBXサービスがカテゴリー2又はカテゴリー3に係るものであってボイスモードゲートウェイ装置の区分が2（料金額）に規定する音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するものである場合を除きます。）及び保守タイプ2に限ります。</p> <p>3 <u>第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー8に係るものに限ります。）において提供する保守の区別は保守タイプ0に限ります。</u></p>			
(3) 削除	削除		(3) 削除	削除			
<p>2 料金額</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約者に係るもの ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額</p>			<p>2 料金額</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約者に係るもの ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額</p>				
区 分		料 金 額		区 分		料 金 額	
音声インタフェースがCOTインタフェースのもの		保守タイプ0		音声インタフェースがCOTインタフェースのもの		保守タイプ0	
		保守タイプ2				保守タイプ2	
通信チャネルが4チャンネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)	通信チャネルが4チャンネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)		

	通信チャネルが8チャンネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)
音声インタフェースが基本インタフェースのもの	通信チャネルが4チャンネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)
	通信チャネルが8チャンネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)
音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの		4,800円 (5,280円)	5,300円 (5,830円)

3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料 金 額
ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2～第9 (略)

	通信チャネルが8チャンネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)
音声インタフェースが基本インタフェースのもの	通信チャネルが4チャンネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)
	通信チャネルが8チャンネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)
音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの		4,800円 (5,280円)	5,300円 (5,830円)
<u>カテゴリ-8で利用するもの</u>		<u>700円</u> <u>(770円)</u>	-

3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料 金 額
ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2～第9 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～3 (略)	(略)
4 番号ポータビリティ機能 (略)	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1 <u>及び</u>カテゴリー3のタイプ5(特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)に係る者に限ります。)に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。）に係る者に限ります。）が<u>Universal One利用回線</u>の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2 <u>及び</u>カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p>

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～3 (略)	(略)
4 番号ポータビリティ機能 (略)	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、<u>カテゴリー3のタイプ4のプラン2</u>、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー7及びカテゴリー8</u>(特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)に係る者に限ります。)に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。）<u>又はカテゴリー7</u>に係る者に限ります。）が<u>第6種シェアードIP-PBX利用回線</u>の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、<u>カテゴリー3のタイプ4のプラン2</u>、カテゴリー3のタイプ5 <u>又はカテゴリー8</u>に係る者に限ります。）が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た</p>

	(4) 削除		利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。
5～10 (略)	(略)	5～10 (略)	(略)
11 転送先特定番号機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号へ着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)に、その着信する通信を、あらかじめ指定された着信課金番号(高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するものに限り。以下この欄において同じとします。)又は特定着信番号(高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するものに限り。以下この欄において同じとします。)に自動的に転送することができる機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1又はカテゴリ-3のタイプ2(特定電気通信番号を用いる場合に限り。))に係る者に限り。に、この機能を提供します。	11 転送先特定番号機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号へ着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)に、その着信する通信を、あらかじめ指定された着信課金番号(高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するものに限り。以下この欄において同じとします。)又は特定着信番号(高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するものに限り。以下この欄において同じとします。)に自動的に転送することができる機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ2、 <u>カテゴリ-3のタイプ4のプラン2</u> 、 <u>カテゴリ-7又はカテゴリ-8</u> (特定電気通信番号を用いる場合に限り。))に係る者に限り。に、この機能を提供します。
	(2)～(7) (略)		(2)～(7) (略)
12 メンバースネット機能(タイプ1) 「メンバースネットグループ内通話」を行うことができるようにする機能	(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-4及びカテゴリ-7に係る者に限り。))に、この機能を提供します。この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。	12 メンバースネット機能(タイプ1) 「メンバースネットグループ内通話」を行うことができるようにする機能	(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-4、 <u>カテゴリ-7及びカテゴリ-8</u> に係る者に限り。))に、この機能を提供します。この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。

	(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)
13 メンバースネット機能 (タイプ2) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から利用者番号 (契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60 番号以内とします。) を用いて同一のメンバースネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能	(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4 <u>及び</u> カテゴリー7に係る者に限りま す。) に、この機能を提供しま す。 この場合において、追加機能の 提供については、料金表に定 めるところによります。	13 メンバースネット機能 (タイプ2) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から利用者番号 (契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60 番号以内とします。) を用いて同一のメンバースネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4、 <u>カテゴリー7 <u>及び</u>カテゴリー8</u> に係る者に限りま す。) に、この機能を提供しま す。 この場合において、追加機能の 提供については、料金表に定 めるところによります。
	(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)
14～15 (略)	(略)	14～15 (略)	(略)
16 IP Voice 番号通知機能 (タイプ1) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー3のタイプ5に係るものに限りま す。) に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号 (この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限りま す。) が契約する第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ5を除きま す。))、カテ	(略)	16 IP Voice 番号通知機能 (タイプ1) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー3のタイプ5に係るものに限りま す。) に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号 (この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限りま す。) が契約する第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ5を除きま す。))、カテ	(略)

<p>ゴリー4及びカテゴリー7に係るものに 限ります。以下、本欄において「通知元 第6種シェアードIP-PBX契約（タ イプ1）」といたします。）に係るIPセ ントレックス番号に限ります。）を着信 先に通知する機能</p>			<p>8に係るものに限ります。以下、本欄に おいて「通知元第6種シェアードIP-P BX契約（タイプ1）」といたいま す。）に係るIPセントレックス番号に 限ります。）を着信先に通知する機能</p>	
<p>17 IP Voice番号通知機能 (タイプ2)</p> <p>この機能を利用する第6種シェア ードIP-PBX契約（カテゴリー3のタ イプ1に係るものに限ります。）に係る IPセントレックス番号から行う通話に ついて、そのIPセントレックス番号に 替えて指定のIPセントレックス番号 （この機能を利用する第6種シェアード IP-PBX契約者（カテゴリー3のタ イプ1に係る者に限ります。）が契約す る第6種シェアードIP-PBX契約 （カテゴリー1、カテゴリー2、カテ ゴリー3、カテゴリー4及びカテゴリー7 に係るものに限ります。以下、本欄にお いて「通知元第6種シェアードIP-P BX契約（タイプ2）」といたします。） に係るIPセントレックス番号に限りま す。）を着信先に通知する機能</p>	<p>(略)</p>	<p>17 IP Voice番号通知機能（タ イプ2)</p> <p>この機能を利用する第6種シェア ードIP-PBX契約（カテゴリー3のタ イプ1に係るものに限ります。）に係る IPセントレックス番号から行う通話に ついて、そのIPセントレックス番号に 替えて指定のIPセントレックス番号 （この機能を利用する第6種シェアード IP-PBX契約者（カテゴリー3のタ イプ1に係る者に限ります。）が契約す る第6種シェアードIP-PBX契約 （カテゴリー1、カテゴリー2、カテ ゴリー3、カテゴリー4、カテゴリー7及 びカテゴリー8に係るものに限ります。 以下、本欄において「通知元第6種シ ェアードIP-PBX契約（タイプ2）」 といたします。）に係るIPセントレック ス番号に限ります。）を着信先に通知す る機能</p>	<p>(略)</p>	

IP 通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和5年6月28日 C A S 1 第000400000898-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u>	<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u>
<u>カテゴリー3</u>	<u>カテゴリー3</u>
<u>タイプ4</u>	<u>タイプ4</u>
	<u>プラン1</u>

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。